人権理事会 環境に関する専門家と討議

2020/03/02

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人権と環境に関する特別報告者が発言し、昨年は史上2番目に温暖な年となり、また、100万以上の種が絶滅の危機にあり、汚染のために毎年900万の人々が死亡しているが、こうした状況に対して、178カ国で法・政策・司法・戦略などに関して優れた実行がみられると報告した。討議では、国連加盟国の8割の国が安全・清潔・健全・持続可能な環境を人権と認め、この権利の実現のために行動し成果を上げていることが歓迎された。しかしながら、環境危機が子どもの権利に悪影響をもたらし、回避可能な環境の影響のせいで、毎年170万人以上の5歳未満の子どもが死亡していることに懸念が示された。また、気候変動の矢面に立っているのは後発開発途上国と小島嶼開発途上国であり、皮肉なことに温室効果ガス排出量を守っている国々が最も被害を受けており、環境計画実施のための技術支援が必要であると訴えた。

人権理事会 宗教・信念の自由に関する専門家と討議

2020/03/02

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、宗教・信念の自由の問題が討議された。この問題に関する特別報告者が、報告書では宗教・信念の自由と非差別・ジェンダー平等との重複を検証していると述べた。討議で発言者は、報告書でジェンダー平等と宗教・信念の自由が結びつけられていることを歓迎し、北京宣言・行動綱領 25 周年に重複の問題が検討されることは意義深いと述べた。他方、報告書は人間社会の1つのビジョン、特定の価値観を押し付けており、それらは全ての人が共有するものではなく、多くの文化が存在する現実を反映していないなどの発言もみられた。会合の冒頭で人権理事会議長が発言し、世界の COVID-19 の現状を鑑み、人権高等弁務官事務所の代表の勧告に従い、理事会事務局は全てのサイドイベントの中止を決定したと公表し、各国代表や特別手続担当者に対し、ジュネーブへの移動を控え、テレビ会議で会合に参加するよう要請した。

対外債務に関する専門家 人権理事会に報告書を提示

2020/03/02

国連人権高等弁務官事務所

対外債務と人権に関する独立専門家が人権理事会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。住居・保健・教育さらには司法までもが権利ではなく、購入可能な商品と捉えられ、先進国・開発途上国を問わず、これらにアクセスするために多くの人々が債務に頼らざるを得ない状況が生まれている。低賃金・貧困・不平等が民営化・緊縮政策・労働市場柔軟化により悪化し、多くの人々が負債に追い込まれている。負債契約そのものが問題なのではないが、民間の債務は人権侵害の原因にも結果にもなりうると考える。人権を侵害する様々な融資・回収に加え、金融業界はデジタル化した融資を積極的に進めているが、こうした実行に対する厳しい規制はない。また、高水準の家計負債は、マクロ経済の不安定、金融危機と結びつく。各国政府に対して、公式・非公式の全ての融資活動を規制・監視し、負債の強制を禁止する法律を制定するよう求める。

宗教・信念の自由に関する専門家 人権理事会に報告書を提示

2020/03/02

国連人権高等弁務官事務所

宗教・信念の自由に関する特別報告者が、人権理事会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。宗教的信念を理由に女性・少女・LGBT に対する暴力・差別が正当化されることに強く反対する。宗教の自由はそのような宗教を守るものではなく、個人を守るものである。各国政府に対して、かん通、性的指向・性自認、全ての中絶を処罰し、人権を侵害する行為を促すような宗教的考察に準拠した、ジェンダー差別的な法律を撤廃するよう求める。女性やLGBT は、政府・非政府主体により、宗教の名の下に差別や暴力を受けた経験がある。ジェンダー平等の根本である人権を後退させるために宗教の自由を引き合いにする政治的・宗教的キャンペーンが増えている。宗教団体は、権利の普遍性・不可分性・相互依存・不可侵性に基づく概念に敬意を払うべきである。各国政府は、女性・少女・LGBT を含むあらゆる人々に、宗教・信念の自由を保障する義務がある。

自由権規約委員会第128会期開幕

2020/03/02

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 128 会期が開幕した。3 月 27 日まで開催される今会期では、ウズベキスタン、チュニジア、中央アフリカ、ポルトガル、ドミニカの報告書の審査が行われる。予定されていたトーゴの報告書の審査は延期され、第 129 会期で扱われることになった。会期中にはまた、平和的集会(自由権規約 21 条)に関する一般的意見の起草も前会期から引き続いて行われる。今日の会合では、委員が 2 月 24~28 日に開かれた個人通報作業部会について報告し、23 カ国が関与する 20 の問題に関する 42 件の通報が検討され、22 件が規約違反、17 件が受理不能、3 件が審理継続になったと述べた。委員会は、この作業部会の審理に関する報告書を採択した。冒頭で開会の挨拶をした人権高等弁務官事務所の代表は、今年予定されている条約機関強化に関する国連総会決議 68/268 のレビュー、条約機関への資金提供の必要性などに言及した。

人権理事会 子どもの売買・性的搾取に関する専門家と討議

2020/03/03

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、子どもの売買・性的搾取に関する特別報告者が発言し、この 犯罪の根本原因と新たな現象を検証し、防止・撲滅方法に関する提言を行った。そして、犯 罪は続いているが、勇気ある子どもたちが立ち上がり声をあげ、また、被害を受けた子ども たちに向き合う多くの最前線の保護担当者や法執行官が献身していることに希望を感じる と述べた。討議で発言者は、少女の性的搾取の需要をかき立てる家父長的構造を根絶しなけ ればならないこと、複合・交差差別、施設内の子どもと大人の力の不均衡が性的搾取の危険 性を高めていること、新技術の急速な進化、大規模な移住、武力紛争、人道危機、貧困・不 平等の深刻化が、オンライン上の性的搾取だけでなく、買売春や早婚などの従来からの搾取 を倍増させていること、被害を受けた子どもが権利を主張する手段を身につけるよう、包括 的な性教育が不可欠であることなどを主張した。 人権理事会 アルビニズムの人々、食糧の権利を討議

2020/03/03

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、アルビニズムの人々の人権享受に関する独立専門家が発言した。独立専門家は、世界的にアルビニズムによる苦難に直面しているのは、圧倒的に複合・交差差別を受けている女性と少女であること、アルビニズムに関する甚だしい誤解と神秘化のせいで、アルビニズムの子どもをもつ母親は出産時から生涯にわたり非難されること、各国政府は影響を受けた女性と子どものための助成金・基金・起業など、人権を中央に据えた政策を検討すべきことを主張した。食糧の権利に関する特別報告者も発言した。特別報告者は、食糧の権利は今なお実現には程遠いこと、食糧制度のグローバル化・商品化と工業型農業モデルが深刻なデメリットになっていること、食糧制度のクローバル化・商品化と工業型農業モデルが深刻なデメリットになっていること、食糧制度の食糧制度の主体、小規模農家、消費者がしばしば無視され人権を侵害されていること、食糧制度に関わる権力が少数の企業に集中していることなど、現状を訴えた。

子どもの売買・性的搾取に関する専門家 人権理事会に報告書を提示

2020/03/03

国連人権高等弁務官事務所

子どもの売買・性的搾取に関する特別報告者が、人権理事会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。性的搾取を目的とした子どもの国内外での売買・人身取引が続いている。子どもがオンラインでポルノに関わることを強要され、買売春・家庭内奴隷・強制労働・物乞い・強制婚に引き入れられている。インターネット・通信技術の飛躍的進歩によってこの犯罪は急増した。秘密保持・匿名を可能にするオンライン技術が、処罰されることのない子どもの性的虐待情報の温床を作っている。大方の国内制度では、被害者が特定されず、必要な回復手段やリハビリサービスの提供がなく、責任者は処罰されていない。防止が重要であり、根本原因への取組みから始め、社会・文化・ジェンダー・制度の構造に取り組むべきである。この犯罪の実際の規模を推定することは難しいが、人的・社会経済的損失を過小評価すべきではない。子どもにもたらされている危害は計り知れない。

人権理事会 文化的権利、人権擁護活動家の状況を討議

2020/03/04

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、文化的権利に関する特別報告者が発言し、文化的権利は普遍的人権枠組みの 1 つであり、文化的権利擁護活動家の活動はその実現に不可欠であるにも関わらず、彼らは十分に評価されず、適切な支援や保護を受けていないと強調した。討議では、文化的権利の尊重は、開発・平和・安定・貧困撲滅・社会的結束、多様性のある個人・集団の相互尊重・寛容・理解のために不可欠であることが主張された。会合では人権擁護活動家の状況に関する特別報告者も発言し、紛争地域で人権擁護活動家は不処罰と闘い、国際法違反の犠牲者を代理し活動しているために、政府・非政府主体の潜在的攻撃目標となっていること、社会を一層機能させる彼らの役割の必要性を認めるために断固とした集団的行動がとられなければ、彼らの状況は改善されないことを指摘した。討議では、平和構築・持続可能な開発に向けた人権擁護活動家の重要な役割が強調された。

人権理事会 テロ対策における人権保護を討議

2020/03/04

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、テロ対策における人権・自由の促進・保護に関する特別報告者が発言し、テロ・暴力的過激主義への対策が人権擁護活動家と市民社会に対して誤用されていること、多くの対テロ政策・実行が国内で人権侵害を招いていること、人権を否定する広範な行為がテロ・暴力的過激主義を防止するのではなく、むしろ引き起こしかねないことを指摘した。討議では、人権侵害の前提として国家主権を用いることはできないこと、暴力的過激主義の防止・撲滅政策が平和的な政治的に異なる意見を抑えるために用いられてはならないこと、多くの国でオンライン・オフラインでの表現の自由の制限のためにテロ対策が広く誤用されていること、過激化とテロを防止できるのは法の支配を尊重する人権に基づく政策のみであること、紛争・社会経済的不平等・占領などのテロ・暴力的過激主義の内的・外的原因に国際社会は取り組まなければならないことが主張された。

人権擁護活動家に関する専門家 人権理事会に報告書を提示

2020/03/04

国連人権高等弁務官事務所

人権擁護活動家の状況に関する特別報告者が、人権理事会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。各国政府・非政府主体に対して、紛争中・紛争後における人権擁護活動家の保護制度を実施・強化するよう求める。非常に多くの場合、彼らの貢献は気付かれることがない。しかし、彼らは紛争に関わる不安定な状況、紛争当事者による人権侵害を非難するなどの自身の活動のために、複合的な脅威に直面し、女性活動家はジェンダーに基づく暴力にさらされている。さらに、表現・結社の自由に厳しい制限を受けている。彼らは治安、公共の秩序、テロ対策を名目に活動を制限され、また、NGO登録・資金入手の妨害、オンライン通信の停止、サイバー攻撃などを受けている。ジャーナリストやNGO職員は逮捕や刑事告訴を受けることもある。彼らを保護するための明確な法律・ガイドライン・制度が組織的に実施されるべきである。

テロ対策における人権に関する専門家 人権理事会に報告書を提示

2020/03/04

国連人権高等弁務官事務所

テロ対策における人権・基本的自由の保護・促進に関する特別報告者が、人権理事会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。地球規模の問題であるテロにより個人とコミュニティが犠牲を払わされているが、現在のテロ防止の取組みには一貫性のある法の支配や人権の基礎が欠如している。宗教的・民族的少数者の大規模な人権侵害は、"穏健化"政策・実行で可能になっている。また、防止措置の対象コミュニティとの有意義な協議、政府・国際機関の防止活動の正当性を裏付ける科学的データ、人権影響評価を含む体系的・経験的評価が欠如している。こうした国内レベルの問題に加え、国連機関が支援するプログラムにも問題が見受けられる。さらに、国内法に過激主義・暴力的過激主義の詳細な定義がなく、多くの国で過激主義の定義が拡大され、国際法で直接的・絶対的に保護されている権利が影響を受けている。

障害者権利委員会開催の予定

2020/03/04

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会が3月9~27日に開催される。この会期では、バングラデシュ、エストニア、ベネズエラ、ラオス、ジブチ、ハンガリーの障害者の状況が審査される。これらの国を含む障害者権利条約の締約国(現在181カ国)は、委員会に定期報告書を提出しなければならない。会期中に委員会は、各国の代表と対話し、障害者団体、NGO、国内人権機関、障害者に影響を及ぼす人権問題に関する独立の監視組織から説明を受ける。会合のハッシュタグは#CRPD23、会合の模様はウエブ中継される予定である(http://webtv.un.org)。委員会の最終見解は3月31日に公表される。障害者権利委員会は、障害者権利条約締約国の条約遵守を監視する機関である。世界中から選出された18名の独立の人権専門家から成る。彼らは締約国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は、各国の条約上の人権義務の遵守を独立に評価するものである。

人権理事会 プライバシー、住居の権利を討議

2020/03/05

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、プライバシーの権利に関する特別報告者が発言し、生物学的性、性的特徴、性的指向、ジェンダー自認、ジェンダー表現に関わらず、全ての人にはプライバシーの権利を完全享受する資格があること、ジェンダーに基づくプライバシーの侵害からの保護の方法に関する国際的指針を作ることによって多くの個人・コミュニテイの被害を防止できることに言及した。討議で発言者は、政府は私的データへのアクセスに関する法的保護を整備すべきこと、デジタル空間での政府の普遍的行動規範を国際レベルで採択する必要があることを主張した。会合では、相当な住居の権利に関する特別報告者も発言し、世界的住居の危機はエスカレートし続けており、18億人以上の人々が極めて不適切な住居状態やホームレスになっていると報告した。討議では、住居計画の作成・決定に弱者が積極的に参加し、そのニーズが考慮される必要があることなどが主張された。

人権理事会 あらゆる人権の促進・保護に関する一般討論

2020/03/05

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合でははじめに、国連事務総長と人権高等弁務官の 10 の報告書や、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容に関する報告書が紹介された。また、人権と「2030 アジェンダ」のための対話・協力に関する第2回会合、多国籍企業と人権に関する作業部会のそれぞれについて報告があった。続いて行われた、あらゆる人権の促進・保護に関する一般討論で発言者は、人権理事会の活動は公平性、客観性、非選択性、建設的な国際的対話・協力を指針とすべきこと、真の対話を通じてコンセンサスを形成することが理事会の目標に最も役立つこと、理事会の政治化は関係者間の信頼の低下につながり、人権に悪影響をもたらすこと、理事会の成功は人々の生活に有意義な変化が生じているかによって測られなければならないことを主張した。また、国連事務総長の発言した「人権は二重基準や隠れた課題の追及のための手段となってはならない」にも言及があった。

食糧の権利に関する専門家 人権理事会に報告書を提示

2020/03/05

国連人権高等弁務官事務所

食糧の権利に関する特別報告者が、人権理事会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。食糧の権利の実現には、飢餓・栄養不良の撲滅だけでなく、栄養・相当な食糧の入手の保障、小規模農家と農村コミュニティの存続の促進が必要である。現在の工業型農業モデルは、動物を不適切に扱い、温室効果ガスを排出し、有毒な殺虫剤に依存しており、生態系の汚染、農業労働者や漁民の立退き・虐待、伝統的な農業コミュニティの破壊、女性・子ども・移住者・先住民族・小作農・小規模農家の人権の侵害を引き起こしている。アグロエコロジーへの投資と支援、飢餓・栄養不良撲滅のための総合的で調整された人権に基づく取組みを奨励する。また、ナショナリズム・ポピュリズムなどからさらなる攻撃を受けている人権擁護活動家と科学者の保護が必要である。飢餓は世界的に拡大を続けている。食糧の権利の意図的侵害について、政府・個人・加害者は責任を負うべきである。

プライバシーに関する専門家 人権理事会に報告書を提示

2020/03/05

国連人権高等弁務官事務所

プライバシーの権利に関する特別報告者が、人権理事会に報告書を提示し発言した。内容は以下のとおり。個人のジェンダーに関わるプライバシーが甚だしく侵害され、こうした侵害が差別や暴力につながる意図的行為を引き起こしている。プライバイシーは、女性・インターセックスなどをジェンダーに基づく暴力・差別などの危害から保護するものである。デジタル技術の影響は甚大であり、デジタル技術がプライバシーの侵害を可能にし、困惑や危害を増大させている。プライバシーを暴露された人々が雇用の機会を失い、身の安全を脅かされる場合もある。私の役割は、ジェンダーに基づくプライバシー侵害から個人とコミュニティを守り、危害の防止に役立つ国際的ガイドラインを明確にすることである。人々は信用感をもってコミュニティに参加できなくなっており、個人を超えて社会全体にまで危害が拡大している。

相当な住居に関する専門家 人権理事会に報告書を提示

2020/03/05

国連人権高等弁務官事務所

相当な住居に関する特別報告者が人権理事会に、「住居の権利の実現のためのガイドライン」を提示した。ガイドラインには政府の取り組むべき 16 の重要分野として、ホームレスやスラム対策、人権に合致した住宅融資などが提言されている。発言の内容は以下のとおり。世界ではホームレスが増加し、強制退去に処罰が科されず、住居は驚くほど高騰し中間層でさえ手の届かないものになっている。前例のない現在の住宅危機は、資源の減少によるのではなく、経済の成長・拡大によるものである。住居の権利は、住居の構想・価値・生産・規定に関する現在の方法を見直し実現されなければならない。私の提言が実施されれば、この見直しが実現し、各国政府には「持続可能な開発目標」と国際人権法の下での確約を果たすチャンスがもたらされるであろう。ガイドラインは、様々な居住環境にある世界中の多くの人々との会話、政府・市民社会・専門家との協議を基に作成したものである。

人権理事会 人権の促進・保護に関する一般討論

2020/03/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、全ての人権の促進・保護に関する一般討論が行われた。発言者は、開発の権利の促進が遅れており、国家間の開発進度の差を縮小するには、人権に対するさらに平等で均衡のとれた取組みが必要であること、人権保護のためには法の支配とグッド・ガバナンスを中心に据える必要があることを訴えた。また、多国籍企業の規制のための国際的法的文書作成の遅れ、ビジネスでの紛争や占領状態の利用の問題、女性・子ども・難民・移住者・人権擁護活動家・先住民族・民族宗教的少数者の権利の維持、加速する気候変動への対策などが取り上げられた。会合の冒頭では、国際女性デーが祝福された。バチェレ人権高等弁務官は、北京宣言・行動綱領25周年に当たる今年の国際女性デーはとりわけ重要であること、女性の権利は向上したが、女性の平等な権利達成のための闘いは今なお続いていることなどに言及した。

人権理事会 障がい者の権利に関するパネル

2020/03/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、障がい者の権利に関するパネルディスカッションが行われた。バチェレ人権高等弁務官は、世界人口の 15%は障がい者であるが、障がいが人権問題として明確に捉えられていないこと、障がい者の権利の完全実現には彼らに対する態度の変化が必要であり、彼らが意識向上計画の策定・実施・監視に参加しなければならないことを指摘した。討議で発言者は、社会の変化には意識向上が不可欠であること、障がい者の権利の促進・保護は全ての人権と「2030 アジェンダ」の肝要・不可譲・不可分の部分であること、人権に基づく取組みと国際人権文書・規範・基準に基づく指針が必要であること、政府は障がい者が社会経済・開発計画に参加する際の障壁を効果的な国民意識向上計画を通じて撤廃しなければならないこと、全ての意識向上戦略には障がい者の視点と様々な差別の形態が考慮されなければならないことなどを主張した。

国際女性デーに向けて 人権専門家が共同声明

2020/03/06

国連人権高等弁務官事務所

3月8日の国際女性デーに向けて、人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。これまで女性・少女の活動と自主的な運動が、女性の人権とジェンダー平等の向上の推進力であった。北京宣言・行動綱領から25周年となる今、権利向上の責任をもっぱら女性に担わせることはできない。男性・少年が女性・少女とともに立ち上がり、女性の権利侵害の不処罰の中止とその責任追及を求める必要がある。差別は女性が直面する全ての問題の中心にあり、女性の生活のあらゆる範囲に影響を及ぼすが、これは決して偶然ではなく、差別はまさしく政治的・制度的なものである。人種・民族・国籍・宗教・性的指向・年齢・障がいなどによる女性差別の特有の形態を理解し適切に対応するために、分野横断的取組みを採用することが重要である。ジェンダーの平等と全ての人々の持続可能な将来実現のために、不平等の構造的原因と蔓延する差別的態度・実行に対処しなければならない。

コロナウイルスに関する高等弁務官の声明

2020/03/06

国連人権高等弁務官事務所

コロナウイルスに関してバチェレ人権高等弁務官が声明を公表した。内容は以下のとおり。 コロナウイルスの根絶は、医療的・経済的弱者を考慮した方法で包括的に取り組まなければ 功を奏しない。封鎖・隔離などの措置は、常に人権基準に従い、必要かつリスクと均衡した 方法で行われるべきである。それでもなお、こうした措置は人々の生活に深刻な影響をもた らす。各国政府に対して、コロナウイルスの拡大阻止と社会経済的悪影響の緩和措置の成功 例について情報共有するよう求める。国際的な団結と協力がこれまで以上に必要である。 人々が経済的に生き残るために、資源は社会保護に当てられなければならない。政府は関連 する全ての情報を例外なくあらゆる人々に伝える必要がある。健康を守るための措置への 人々の参加を可能にし奨励するには、特に政府が信頼を失った時には、オープンで透明であ ることが重要であり、誤報や誤解を与える情報の否定にも役立つ。 社会権規約委員会第67会期閉幕

2020/03/06

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第67会期が閉幕した。今会期ではギニア、ベルギー、ウクライナ、ベニン、ノルウェーの報告書の審査が行われた。また、個人通報の審理も行われ、1件が社会権規約違反、6件が審理継続となった。さらに、2020条約機関レビューに関連して、全ての国が簡素化された報告手続を利用できるようにすること、定期報告書の予測可能な審査サイクルを導入することが決定された。これについて委員長は、「報告過程がさらに予測可能になることと簡素化された報告手続によって、各国政府の負担が軽減され、幅広い関係者との協力が促進される」と述べている。今会期ではまた、自由権規約委員会との非公式の意見交換も行われた。第68会期は9月28日~10月16日に開催され、アゼルバイジャン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、フィンランド、クウェート、ラトビア、ニカラグアの報告者が審査される予定である。

子どもの権利委員会 太平洋地域で会合

2020/03/06

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会が3月2~6日、サモアの首都アピアで開催され、クック諸島、ミクロネシア、ツバルの子どもの権利の状況が審査された。太平洋地域の子どもたちにとって重大な人権問題を討議するために、委員は子どもたち・国連機関・国内人権機関・市民社会と会合した。通常の会期では、ジュネーブから遠隔にあることの悪影響を最も受けているのがこの地域である。2016年以降に審査されたこの地域の7カ国のうち6カ国がテレビ会議を利用し、市民社会の参加は制限され、子どもの参加は全くなかった。今会期は初の地域レベルでの開催であるだけでなく、全ての会合で手話通訳が行われたのも初めてのことであった。太平洋地域での会期開催によって、子どもの権利向上のための人権活動家の協力が強化され、国連人権制度への政府・市民社会・子どもたちの参加が増加するよう期待している。

自由権規約委員会 平和的集会に関する一般的意見草案を討議

2020/03/09

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では、自由権規約 21 条(平和的集会)に関する一般的意見 37 号草案について討議が行われた。この一般的意見の起草は 2019 年 3 月に始まり、11 月に第一読会が終了していた。会合でははじめに起草担当の委員が発言し、NGO が起草に参加することが重要であり、これまでに 54 の正式の意見書が委員会に提出されていることを歓迎すると述べた。そして、この草案には、制限、通知制度、法執行官の任務と権限、緊急事態と武力紛争、平和的集会の権利と他の権利との関係などの重要な部分が含まれていると強調した。発言した市民社会団体の代表は、一般的意見にオンライン集会に関する文言を含めるべきであると主張した。また、新情報技術におけるプライバシーの権利、人権擁護活動家の権利、暴力の定義・枠組みなども取り上げられた。さらに、コロナウイルスが拡大するような現状では、平和的集会の権利がとりわけ重要であることにも言及があった。

人権理事会 マイノリティの問題を討議

2020/03/11

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の会合では、マイノリティの問題に関する特別報告者が、教育・言語とマイノリティの人権に関する報告書を提示した。そして、マイノリティの包容・発展の鍵の一つは母語と公用語による教育へのアクセスであり、このことは長期的な退学率減少、成績向上、識字レベルの改善、コミュニティや家族との関与強化につながると述べた。討議で発言者は、マイノリティの権利の促進・保護は、居住国の政治的・社会的安定のために不可欠であること、歴史を通してマイノリティに対する差別と偏見が世界中の多くの紛争の根底にあること、尊敬・平等を求めて闘い運動するマイノリティ・グループが多くの場合法的手段に訴えることができないこと、アイデンティの保持・発展とともに、公用語の習熟も社会の団結・統合の要素として重要であり、公用語の知識確保と母語での教育との正しいバランスを見出す必要があることに言及した。

人権理事会 COVID-19 による休会を決定

2020/03/12

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は、COVID-19 により現在開催中の第 43 会期を 13 日をもって当面の間休会することを決定した。事務局は昨夜協議した結果、COVID-19 の現状と予想に基づき、今週末で会期を混乱なく一時的に休止することが最善の策であると結論した。休会前に、今会期で予定されていた普遍的定期審査の結果文書の採択、人種的差別に関する討論、19 名の特別手続担当者の任命が行われる。これ以外の全ての本会議は会期再開まで延期されることになった。

自由権規約委員会 一般的意見草案を討議、休会を決定

2020/03/13

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、COVID-19 の現状に鑑み、現在開催中の第 128 会期を休会にすると決定した。休会前の今日の会合では、自由権規約 21 条 (平和的集会)に関する一般的意見 37 号草案に関する第二読会が開始された。起草担当委員は、政府・研究者・市民社会団体など幅広い関係者と協議して草案を作成し、122 件の意見書も受け取っていると述べた。討議では、一般的意見は各国にさらなる法的義務を課すべきではないこと、文言は他の関連する条約に沿うことが望ましいことなどが強調された。討議の結果、草案の最初の6つのパラグラフが採択された。すなわち、パラグラフ1:社会における平和的集会の役割、パラグラフ2:平和的集会の定義一幅広い他の人権の実際的承認確保に役立つツール、パラグラフ3:平和的集会の権利の承認、パラグラフ4:平和的集会の権利の保護、パラグラフ5:平和的集会の権利の適用対象、パラグラフ6:平和的集会の多様性、である。

人権専門家が COVID-19 対策の乱用防止を求める共同声明

2020/03/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の 17 の特別手続・作業部会担当者が共同声明を発した。内容は以下のとおり。 コロナウイルスによる現在の深刻な健康危機への対策として、非常権限を行使することは 国際法上許されるが、各国政府に対して、いかなる緊急対応も均衡・必要・非差別なもので なければならないことを注意喚起する。非常権限の行使は公に宣言し、移動・家庭生活・集 会などの基本的権利が大幅に制限される場合は関係する条約機関に通知すべきである。緊 急事態宣言が特定の集団・少数者・個人に向けられたり、人権擁護活動家の抑圧を隠蔽する ものであってはならない。ウイルス対策としての制限措置は、妥当な公衆衛生の確保のため にとられるべきであり、反対意見を鎮圧するために用いられてはならない。過度の権力行使 を防止するには、制限措置は公衆衛生保護のために必要な最低限の範囲とすべきである。各 国政府に対して、人権に基づいた取組みを着実に続けるよう求める。 全ての人権条約機関 6月まで会期を延期

2020/03/16

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官事務所は、コロナウイルスの蔓延に対応するため、人権条約機関の今後の全ての会期を6月まで延期することとした。事務所の代表は次のように述べた。「我々が最優先するのは、全ての条約機関委員、各締約国の代表、NGOメンバー、我がスタッフが健康で安心できることである。COVID-1に対応し阻止するために、特別な措置をとらなければならない。通常のスケジュールに戻る時期については、WHOやホスト国であるスイスと緊密に調整している。会期は延長するが、全ての人々特に最も弱い立場に置かれている人々の基本的権利を守るために条約機関の活動支援を続ける所存である。」特に影響を受けるのは、4・5月に開催予定であった強制失踪委員会第18会期、移住労働者権利委員会第32会期、人種差別撤廃委員会第101会期、拷問禁止委員会第69会期、子どもの権利委員会第85会期である。自由権規約委員会第128会期は、会期を2週間残し3月13日に休会となった。

COVID-19 対策 障がい者に関する専門家が声明

2020/03/17

国連人権高等弁務官事務所

障がい者の権利に関する特別報告者が声明を発した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミックが続く中、多くの障がい者がハイリスクであるにも関わらず、助言・支援がほとんど行われていない。政府は安全な方法での支援継続のために、所得を保障する自宅勤務や有給休暇を含め、追加の社会保護措置を講じなければならない。支援を行う家族や介護者も便宜供与を必要としているかもしれない。リスクや貧困が増大している障がい者と家族のための追加の財政的援助も不可欠である。健康のための非常権限の行使のために、福祉施設・精神病施設・刑務所内の障がい者の状況はとりわけ深刻になっている。政府に対し、医療資源が不足する中で障がい者が保健へのアクセスで差別されないための公衆衛生緊急時の明確な手続をつくるよう求める。パンデミックにおいて、コロナウイルス感染防止方法の情報にあらゆる人々がアクセスできるようにすることが不可欠である。

COVID-19 対策 住居に関する専門家が声明

2020/03/18

国連人権高等弁務官事務所

住居に関する特別報告者が声明を発した。内容は以下のとおり。世界にはおよそ 18 億人がホームレスや過密な状況、水や衛生へのアクセス不可能など、極めて不適切な居住環境で生活している。そのために多くの人々が複合的な健康問題を抱えて、ウイルス感染のリスクを高めている。ホームレスや極めて不適切な居住環境にある人々の保護のために、政府に対し最低限の次の措置を求める。立退きの中止、感染者・隔離者用の緊急の住宅の提供、隔離が実質的に逮捕となることの禁止、検査・保健への平等なアクセスの確保、緊急事態措置で必要となる住宅として空き家の活用などである。また、失業や経済的困難な状況にある人々のために、家賃や住宅ローンに対する金融支援や支払期限延期、家賃滞納による立退きの一時停止、家賃の据置きや減額、公共料金などの支払猶予をすべきである。さらに政府は、住宅用不動産分野での機関投資家の略奪的な行為を防がなければならない。

COVID-19 対策 人権機関が共同声明

2020/03/19

国連人権高等弁務官事務所

国連での表現とメディアの自由の監視機関、米州人権委員会、欧州安全保障協力機構のメディアの自由に関する代表が共同声明を発した。内容は以下のとおり。人々の健康は、医療へのアクセスだけでなく、自身・家族・コミュニテイへの脅威と保護の手段に関する正確な情報へのアクセスに大きく左右される。以下の5つの点を求める。①政府は全ての人々がアクセスできる形でコロナウイルスの脅威について信頼できる情報を提供する。②政府はインターネットの遮断を控え、すでに遮断されている場合は最速・最大のインターネットサービスの確保を最優先とする。③政府は公衆衛生の危機の時に重要な役割を果たすジャーナリストの活動の保護に格別な努力をする。④政府とインターネット企業は信頼できる情報の提供などによりデマを排除する。⑤コロナウイルスの感染経路を追跡するための監視技術を利用する時は、個人情報を厳密に保護し国際人権基準に合致した法律に従う。

COVID-19 対策 対外債務と人権に関する専門家が声明

2020/03/20

国連人権高等弁務官事務所

COVID-19 対策について、対外債務と人権に関する独立専門家が声明を発した。内容は以下のとおり。パンデミックの破壊的影響を緩和するには、金融刺激策と社会保護のパッケージが不可欠である。各国政府に対し、緊急に最低所得保障制度の導入を検討するよう求める。また、低所得者への公的サービスの無料提供、やむを得ない場合の債務返済の猶予、大規模立退きの徹底的阻止も必要である。インフォーマルセクターの労働者、自営業者、在宅勤務ができない人々は、自宅にとどまるための経済・財政インセンティブを必要としている。各国政府に対し、「経済改革の人権影響評価に関する指導原則」に照らして COVID-19 に関係する経済政策をたてるよう求める。政府は現在の健康危機に一層効果的に対処するために必要な経済・法的措置をとるべきである。国際金融機関に対し、パンデミックと闘う国々の支援に直ちに金融資源を動員するよう求める。

人権理事会普遍的定期審査作業部会 5月の会期を延期

2020/03/20

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会事務局は、現在の COVID-19 の拡大状況と、ホスト国スイスを含む世界各国の緊急措置を考慮し、5 月 4~15 日に開催予定の普遍的定期審査(UPR)作業部会第 36 会期を 11 月 2~13 日に延期することを決定した。これに従い 11 月 2~13 日に予定されていた第 37 会期は、第 38 会期開催予定の 2021 年 1 月まで延期され、その後の会期は順次延期されることになる。人権理事会議長は、「この決定は未曾有の状況下で我々がとりうる最も責任ある行動であり、全ての国を UPR の過程で平等に扱うものである。政府代表と市民社会が建設的に安全な環境で参加できるよう確保し、第 36 会期で審査される 14 カ国の人権保持者の利益となる結果を確保したい。UPR 作業部会会期を延期することになり、人権理事会第 43 会期は先週休会となったが、人権理事会での我々の活動は世界中の人権侵害と最も脆弱な人々のニーズに取り組むものであることに変わりはない。」と述べた。

COVID-19 対策 人権専門家が安全な水の提供を訴える共同声明

2020/03/23

国連人権高等弁務官事務所

11 名の人権理事会特別手続担当者が共同声明を発した。内容は以下のとおり。安全な水にアクセスできない 22 億の人々の衛生状態が保たれなければ、パンデミックとの世界的な闘いに勝てるチャンスはほとんどない。各国政府に対して、水道料金未払いの人々への水の供給停止の即時禁止、貧困者などへの水の無料提供を求める。経済的弱者は水へのアクセスが困難であり、このことがウイルス感染、病気や隔離措置、生計の困難につながり、水へのアクセスが一層限られるといった悪循環を招き、彼らが犠牲になることを懸念する。政府はこの悪循環を断ち切るための措置をとる必要がある。我々は、「誰一人取り残さない」ことを確保する必要性を主張し続けている。政府は水や衛生に関する公共政策の中心に置かれない周縁化された集団に特に留意しなければならない。COVID-19 に関して、このメッセージは一層重要な意味をもつ。

COVID-19 対策 人種主義に関する専門家が声明

2020/03/23

国連人権高等弁務官事務所

3月21日の国際人種差別撤廃デーに際して、人種主義に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。新型コロナウイルスに地域の名前をつけることは、人種主義と外国人排斥に基づいており、これを助長するものである。今回は、中国その他の東アジア系の人々などが孤立し非難される事態となっている。WHOは 2015年に疾病の名前はそれに直接関連する人々に重大な影響をもたらすと指摘している。この2ヶ月の間に中国その他の東アジア系の人々などが、中傷やサービス拒否、残忍な暴力も被っており、ウイルスに関わる人種主義的・外国人排斥的な攻撃を受けている。オンラインでもCOVID-19に関わる人種主義・外国人排斥の表現が見受けられる。COVID-19の大流行の中、特定の人々を差別・排除し暴力の危険に晒すような政治的対処は決して許されず、政府の国際人権法上の義務に反する。

国際人種差別撤廃デー 人権専門家が共同声明

2020/03/23

国連人権高等弁務官事務所

国際人種差別撤廃デーに、人種差別に関する特別報告者とアフリカ系の人々に関する作業部会が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。ダーバン宣言・行動計画(DDPA)は2001年に国連で採択された。DDPAの実施の大きな障壁は可視化の欠如である。国連加盟国は人権実現の努力の中でDDPAを十分に主流化せず、国民と機関への周知に必要な資源を投資していない。各国に対して、市民社会団体や人種主義・外国人排斥の対象となるコミュニティと協力してDDPAの可視化とアクセス可能性を高めるために、複数年計画を採用し、計画に十分な資金を提供するよう強く求める。各国は、DDPAを人権教育とその実施の中核に据え、人種主義を根絶し、全ての人々の生来の尊厳を実現する決意を示さなければならない。DDPAは人種主義・外国人排斥・不寛容に対処する具体的行動のための詳細な計画を示し、SDGsなどの長期の世界的取組みやCOVID-19対策などの緊急対応の助言となるものである。

人権侵害に関する真実への権利と犠牲者の尊厳のための国際人権デー

2020/03/24

国連人権高等弁務官事務所

著しい人権侵害に関する真実に対する権利と犠牲者の尊厳のための国際人権デーに際し、真実・正義・補償・再発防止に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。この国際人権デーは、過去の著しい人権侵害の犠牲者を救済し、過去の経験から学び、再発を防止するために、あらゆる社会が完全な真実を知る不可譲の権利を有することを我々に思い起こさせる。各国政府には、著しい人権侵害の事実・状況・実行者・原因について完全な真実を明らかにするための措置をとる義務を想起してもらいたい。そのために政府は、真実追求委員会の設置、被害者の証言の収集、遺伝子データバンクや法医学研究所の設立、関連する技術能力の向上など、真実の調査・解明を可能にする機関・制度・手続を設けなければならない。人権侵害の被害者と家族の勇気を称賛する。政府に対し、真実、正義、被害者の完全救済のための手法を確立し、彼らの努力に報い支援するよう求める。

COVID-19 対策 10 の人権条約機関が共同声明

2020/03/24

国連人権高等弁務官事務所

10 の人権条約機関(自由権規約委員会、社会権規約委員会、人種差別撤廃委員会、障がい者権利委員会、子どもの権利委員会、女性差別撤廃委員会、拷問禁止委員会、拷問防止小委員会、強制失踪委員会、移住労働者委員会)議長が共同声明を発した。内容は以下のとおり。世界の指導者たちに対し、COVID-19 対策において人権尊重の確保を求める。必要な人々の医療へのアクセスを確保し、高齢者・障がい者・少数者・難民・ホームレス・貧困者など、特に感染リスクが高い人々への格別の留意を求める。多くの社会で病気の家族のケアを主に担う女性も感染リスクが高い。政府は最も弱い立場の人々に基本的な物資とサービスを提供すべきである。また、パンデミックの恐怖と不安がスケープゴートや偏見を生む可能性があり、連帯感拡大のための積極的措置も必要である。さらに、緊急事態宣言は例外的・一時的で、国民の生命の脅威ゆえに厳格に必要かつ妥当なものでなければならない。

COVID-19 対策 人権高等弁務官が声明

2020/03/24

国連人権高等弁務官事務所

コロナウイルスが爆発的に流行するこの重大局面において、世界の公衆衛生確保と多くの人々の権利・生命の維持のために、部門別制裁は緩和・一時停止されるべきである。また、医療従事者自身の健康を維持することが特に重要である。医療専門家が危機対応の不備を指摘したために当局から処罰されることがあってはならない。医師・看護師その他の医療従事者は最前線で我々を守ってくれている。世界の指導者が団結するよう求める。人権の向上のために、国際協力・連帯は常に必要不可欠である。また、制裁を課されている国は、正しい情報を提供し、必要な人道支援の申し出を受け入れ、弱者のニーズと権利を最優先にし、国内・国際組織が妨害を受けずに人道支援を実施できるよう保障する措置をとるべきである。いかなる国も自国だけでパンデミックに効果的に闘うことはできない。連帯・協力・留意の下で行動する必要がある。

COVID-19 施設収容者について人権高等弁務官が声明

2020/03/25

国連人権高等弁務官事務所

バチェレ人権高等弁務官が声明を発した。内容は以下のとおり。COVID-19 が老人ホーム・精神科病院・刑務所・移住者拘留センターなどの施設に収容されている極めて脆弱な人々にも流行し始めている。多くの国の抑留施設は過密・非衛生的で、保健サービスが行われていない場合さえある。物理的距離を保つことや自主隔離は事実上不可能である。政府は抑留されている人々の状況に対処すべきである。各国政府・関係当局に対し、収容人数を直ちに減らし、特に感染リスクの高い人を釈放する方法を検討し、女性に特別に必要な医療を提供し続けるよう求める。政治犯や批判的意見の表明を理由に抑留されている人々は全員釈放すべきである。釈放された人々には検査を行い、必要な場合は手当やフォローアップを行うべきである。国際人権法上、政府は公衆衛生に対する予測しうる脅威を防止する措置をとる義務、生命維持医療を必要な全ての人々に確保する任務を負う。

COVID-19 救命の権利について人権専門家が共同声明

2020/03/26

国連人権高等弁務官事務所

42 の人権理事会特別手続の担当者が声明を発した。内容は以下のとおり。例外なく全ての人は救命のための医療介入を受ける権利を有し、その責任は政府が負う。資源の枯渇や公的・民間保険制度は、特定の患者集団への差別を正当化する理由にはならない。無差別・参加・エンパワメント・説明責任の原則が、医療に関わる全ての政策に適用される必要がある。各国政府に対し、公衆衛生制度の全ての部門に必要な資源を提供する決意をもって行動するよう求める。政府はまた、危機の影響を最も受ける人々に支援が届くよう、追加の社会保護措置をとらなければならない。世界中の医療従事者に感謝と称賛の意を表したい。彼らは政府・企業・メディア・国民からあらゆる可能な支援を受ける必要がある。ワクチンの開発が実現していない中、公衆衛生への脅威を防止するためには、人権に基づく取組みが有効な手段である。

COVID-19 対策 高齢者に関する専門家が声明

2020/03/26

国連人権高等弁務官事務所

高齢者の人権に関する独立専門家が声明を発した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミックの中、高齢者が養護施設などで遺棄されたり死亡したという報告を受けているが、これは許されないことである。我々全ては、連帯し高齢者をそうした危険から守る義務がある。健康状態の悪い高齢者、社会から排除されたり医療へのアクセスが制限されている高齢者などの状況を特に懸念する。面会禁止などの"社会的な"距離を保とうとする措置によって、社会的排除がさらに進められている。物理的距離を保つことは必要であるが、オンラインでの連絡など、社会的なつながりを増すための建設的・安全な方法を見出さなければならない。高齢者はすでに高齢差別を受けており、特別な権利保護を要し、彼らのための包括的人権アプローチが喫緊である。人工呼吸器などの医療資源の割当てが年齢だけを元に決定され、高齢者の健康・生命の権利が否定されている事態も憂慮する。

COVID-19 対策 女性に対する暴力に関する専門家が声明

2020/03/27

国連人権高等弁務官事務所

女性に対する暴力に関する特別報告者が声明を発した。内容は以下のとおり。多くの女性と子どもにとって自宅は恐怖と虐待の場である可能性がある。COVID-19 パンデミック対策として都市封鎖などが行われ孤立する場合には、状況は相当深刻になる。全ての国が COVID-19 の脅威に取り組む努力をすべきであるが、女性や子どもの DV 被害者を取り残してはならない。各国政府に対し、被害者の保護を先延ばしせず、居住場所への立入り制限命令、安全なシェルター、ヘルプラインなど、COVID-19 流行中も DV 撲滅を継続するよう求める。警察も一層迅速な行動をとるべきである。自宅待機時の電話連絡が危険な場合は、オンラインチャットや簡易電子メールでのヘルプラインであればアクセスが容易になる可能性がある。さらに各国は新たな創造的な支援策を見出すべきである。各国政府は、非常事態や制限措置が暴力を受けない女性の権利の侵害を招かないようにしなければならない。

COVID-19 対策 有害物質に関する専門家が声明

2020/03/27

国連人権高等弁務官事務所

有害物質に関する特別報告者が声明を発した。内容は以下のとおり。世界中の勇敢な医師・看護師その他医療関係者がコロナウイルスのパンデミックに対する世界的闘いの最前線で活動しており、彼らは保護されなければならないが、必要不可欠の個人防護具の許し難い不足がほぼ全ての国の懸念事項となっている。特に懸念されるのは、防護具の配布に国内・国家間で不平等が見られることである。各国は、資源が乏しい国が全ての医療関係者に必要な防護具を確保できるようにしなければならない。公的・民間基金には、確実に防護具その他の医療機材を世界中で利用・入手可能にすることが緊急に求められている。政府と企業は、金融面の障壁を除去し、低所得国には機材が無料で提供されるよう確保すべきである。また、政府は、必要不可欠な防護具を買い占めたり、需要につけ込んで暴利を得ようとする忌まわしい行為を阻止するための措置を即座に講じなければならない。

COVID-19 対策 拷問防止小委員会が助言

2020/03/30

国連人権高等弁務官事務所

拷問防止小委員会が、COVID-19 パンデミックにおいて自由を剥奪されている人々の保護のために政府・独立監視機関がとるべき広範な行動について、詳細な助言を行った。助言には、刑務所・移住者抑留施設・難民キャンプ・精神科病院などに関して、当局が健康リスクを軽減するためにとるべき措置が挙げられている。例えば、危険性の低い受刑者の早期・一時的・暫定的釈放などによる収容者数の削減、公判前拘留の見直し、重罪の場合以外での保釈の拡大、移住者抑留や難民キャンプの利用の見直し・削減などである。また、抑留者、隔離・医療施設の収容者、その家族やスタッフは、全ての措置について信頼できる正確な最新の情報を受け取るべきであることも強調されている。さらに、独立国内監視機関である国内防止メカニズム(NPM)に対し、パンデミック中も抑留場所の訪問などの拷問防止の任務を継続して行うことが求められている。

COVID-19 対策 マイノリティの問題に関する専門家が声明

2020/03/30

国連人権高等弁務官事務所

マイノリティの問題に関する特別報告者が声明を発した。内容は以下のとおり。COVID-19 は健康の問題であるだけでなく、外国人排斥・ヘイト・排除を深刻化するウイルスにもなりうる。中国人その他のアジア人に対する身体攻撃、ウイルスを拡散したとしてロマ・ヒスパニックなどに対するヘイトスピーチ、移住者への医療サービスを否定する政治家の要請などが報告されている。各国政府は、全ての人々特に最も弱い立場で周縁化されている人々の人権の保護を直ちに強調する必要がある。マイノリティや先住民族など多くの人々は、重要な公衆衛生に関するメッセージにアクセスできていないかもしれない。最も弱い立場の人々はしばしば支援の最後に置かれる。国際社会と政府は緊密に協力して、彼らに情報・支援・保護を提供しなければならない。これには、公衆衛生の情報と医療を彼らの言語で効果的に届け、身体攻撃やヘイトスピーチから彼らを守ることが含まれる。

COVID-19 対策 難民・移住者・無国籍者に関する共同声明

2020/03/31

国連人権高等弁務官事務所

難民高等弁務官、国際移住機関、人権高等弁務官事務所、WHOが共同声明を発した。内容は以下のとおり。多くの難民・被退去強制者・無国籍者・移住者はウイルス感染リスクが高い状況にある。正規・非正規の抑留場所や過密・不衛生な環境で収容されている難民・移住者の状況が特に危惧される。彼らは即刻釈放されるべきである。政府は全ての人の人権と健康を守るために全力を尽くさなければならない。権利と健康を保護することがウイルス拡大阻止の一助になる。移住者・難民を含む全ての人が保健サービスに平等にアクセスでき、国の COVID-19 対策に含まれることが必須であるが、これは難民・移住者の権利の保護になるだけでなく、公衆衛生を守り、COVID-19 の世界的拡大阻止にもつながる。保健サービスへの難民・移住者の適切なアクセス確保のために、各国が追加の財政支援を必要としている場合には、世界の金融機関が資金提供において指導的役割を果たせるはずである。